

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一
- 水防法による洪水予報を行う河川の指定……………（建設局河川部指導調整課）…七

### 告示

#### ●東京都告示第二百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

東京都知事 小池百合子

- 一（一） 路線名 立川青梅
- 二（二） 変更の区間 福生市大字福生字志茂四百五番一地从り同市大字福生字奈賀五千十八番地先まで
- 三（三） 変更の概要 別図表示(1)のとおり
- 二（一） 路線名 伊奈福生
- 二（二） 変更の区間 福生市大字福生字奈賀五千十八番地先

- 三（三） 変更の概要 別図表示(2)のとおり
- 二（一） 路線名 瑞穂あきる野八王子
- 二（二） 変更の区間 福生市志茂二百四十四番一地从り同市大字福生字志茂四百五番一地从り先まで
- 二（三） 変更の概要 別図表示(3)のとおり



別図

都道立川青梅線  
都道伊奈福生線  
都道瑞穂あきる野八王子線  
福生市大字福生地内

区域変更後略図

- 都道

市道

変更後区域

(1) 都道立川青梅線

延長 六九八・〇〇メートル

面積 八、〇七五・一五平方メートル
  - (2) 都道伊奈福生線

延長 二六・一八メートル

面積 二四六・四〇平方メートル
  - (3) 都道瑞穂あきる野八王子線

延長 五二六・八一メートル

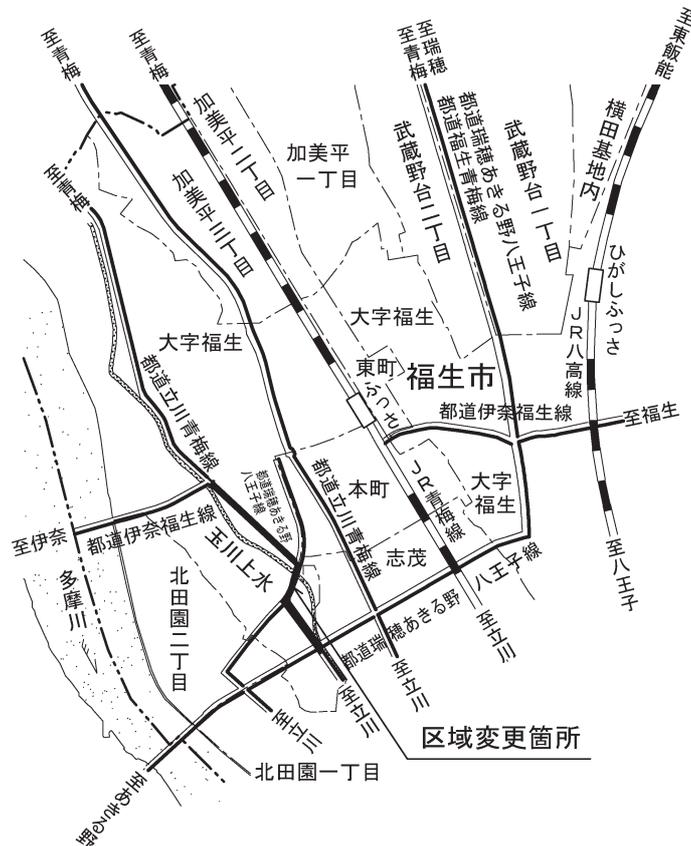
面積 五、五三二・七二平方メートル
- 変更後重用区域
- (2) 都道伊奈福生線 (都道立川青梅線との重用)

延長 一九四・七三メートル

面積 二、五四二・四三平方メートル
  - (3) 都道瑞穂あきる野八王子線 (都道立川青梅線との重用)

延長 一九四・七三メートル

面積 二、五四二・四三平方メートル

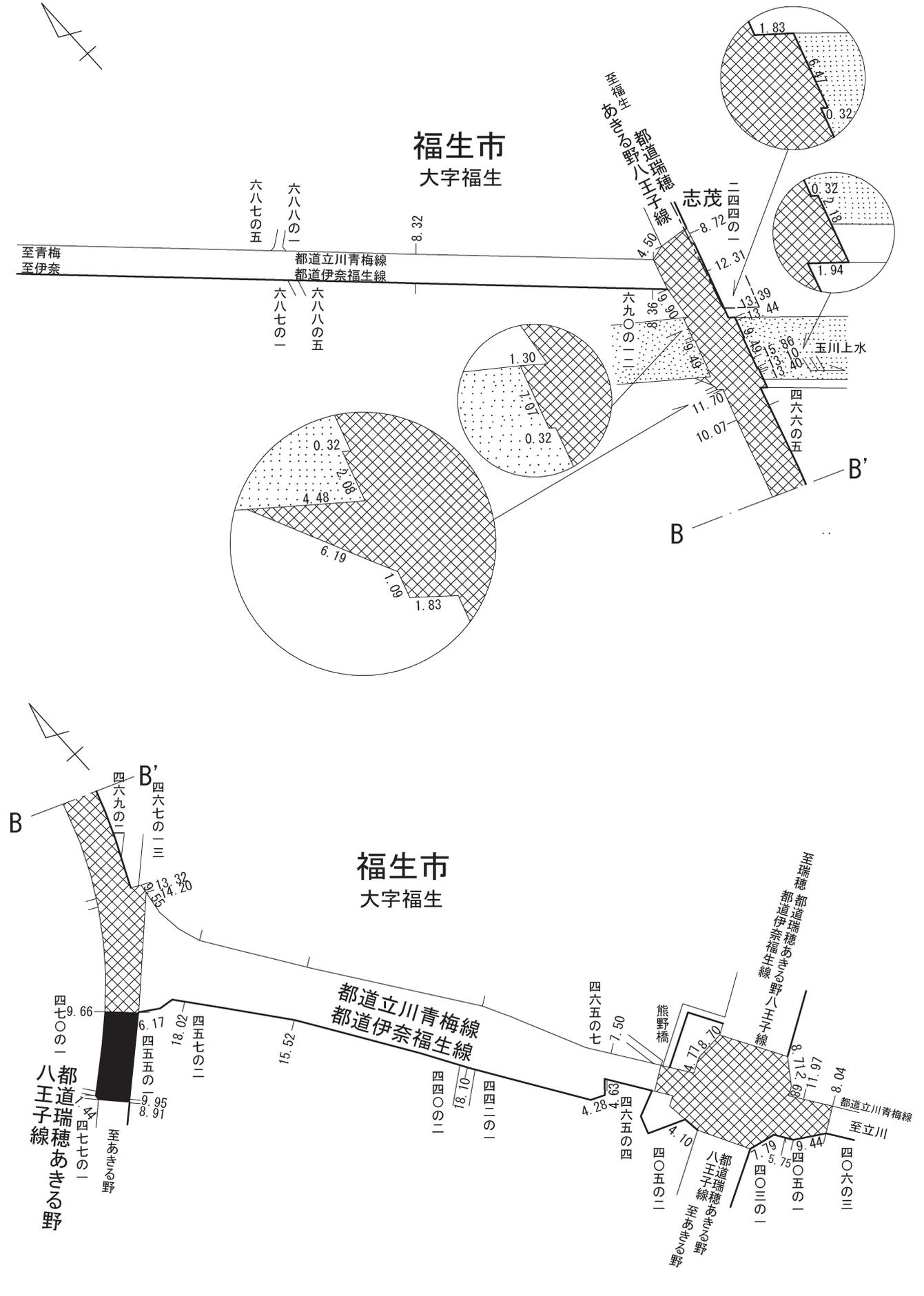








(3) 都道瑞穂あきる野八王子線 (都道立川青梅線との重用)



●東京都告示第二百六十九号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十一条第一項の規定により、洪水予報を行う河川を次のとおり指定する。

令和八年三月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川名 一級河川荒川水系善福寺川

二 指定区間 左岸 杉並区善福寺二丁目から神田川への合流点まで

右岸 杉並区善福寺二丁目から神田川への合流点まで

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

